

○ 谷本中学校地域防災拠点運営委員の心得

- 「0章」について
 - ◇ この「横浜市立谷本中学校防災拠点開設運営マニュアル」の第0章は、防災拠点運営マニュアル本文とは切り離して、冊子として谷本中学校防災拠点運営員全員に配布するために作成しています。
 - ◇ 配付冊子の名称は「谷本中学校地域防災拠点運営委員の心得」です
 - ◇ 本マニュアル全体の構成は下図を参照してください。

谷本中学校地域防災拠点開設運営マニュアル		
0章	役員ほか主要箇所配付物	※正式発行
谷本中学校地域防災拠点運営委員の心得 役員配布用本文		
拠点設置初動マニュアル 拠点等への貼付資料 1/2		
拠点設置初動 作業事例 拠点等への貼付資料 2/2		
1章～8章	発災時のマニュアル	※1章～3章正式発行 4章以降試案
9章	平時のマニュアル	※試案
10～12章	別冊	
10章	別冊1「掲示物と雛形」	※試案
11章	別冊2「名簿とリスト」	※試案
12章	別冊3「大釜調理」	※正式発行
13章	覚え…未確定の議論など	※正式発行予定なし/議論ごとに随時メモ

- 「谷本中学校地域防災拠点運営委員の心得」の構成は本文中に記載しています。
- 運営委員会副委員長は、次の場合にこの冊子を更新し、配布します。
 - ◇ 谷本中学校地域防災拠点運営委員、ブロック長を含む梅が丘自治会役員、に配付します。
 - ◇ 冊子が改正された場合は、古い冊子を回収、または、確実に破棄してもらった上で改正版を配付します。
 - ◇ Y・ume プラザ（ゆめプラザ）、谷本中学校備蓄庫等、防災拠点関連施設には最新版を常備します。
 - ◇ 自治会ホームページ(<https://yumeplz.com/>)には本マニュアル最新版の全文を掲載します。

谷本中学校地域防災拠点運営委員の心得

2022.03.05 梅が丘自治会防災部

- この「心得」について
 - ◇ 震災等災害時に向けて、梅が丘自治会ブロック長、各役員ほか、谷本中学校地域防災拠点運営委員（以下運営委員）が理解し、行動すべき知識と取り決めに示します。
 - ◇ この冊子は「横浜市立谷本中学校防災拠点開設運営マニュアル（以下、防災拠点運営マニュアル）」の一部であるため、ページ番号は6/31～17/31となっています。
 - ◇ 拠点開設に際しては、この心得にかかわらず、各役員との相談と判断により、その時点で最善の対応を選択してください。
- 防災拠点運営委員へのお願い
 - ◇ 災害時、自分と家族の安全が確保できた場合は、地域の災害対応のために協力をお願いします。
 - ◇ 作業だけでなく、可能な方は、避難してきた皆さんへ指示する役割を担って下さい。
 - ◇ 具体的な作業はできるだけ避難者やボランティアの協力を求めて実施し、運営委員の皆さんは、指示が滞らないよう、常に連絡が取れるよう、持ち場を離れないようにして下さい。
 - ◇ 特に発災後の初動対応は、各自の本来の役割にかかわらず、全員が担当者のつもりで臨機応変に行ってください。
 - ◇ 緊急時の善意の対応は、それにより不慮の事故が発生しても、悪意や重大な過失のある場合を除いて、責任は問われません(民法 689 条 緊急事務管理の特則)。
- 拠点開設、運営の詳細については、「防災拠点運営マニュアル」の本文を参照してください。
- 防災拠点運営マニュアルの本文はホームページで公開しています。<https://yumeplz.com/>

「谷本中学校地域防災拠点運営委員の心得」の主な内容

- (1) 発災から避難まで
 - ◇ 防災拠点運営委員自身の対応と住民の皆さんへの周知、誘導についての説明です。
 - ◇ 発災時の避難先となる、いっとき避難場所、広域避難場所、防災拠点の簡単な説明も記述しています。
- (2) 防災拠点に駆け付けるとき（防災拠点設置基準）
 - ◇ 皆さんに、どんなときに谷本中に駆け付けて協力してもらいたいのか、を記述しています。
- (3) 「拠点設営初動マニュアル」と「拠点設営初動 作業事例」
 - ◇ 拠点設営初動マニュアル
 - ✧ 避難所となる防災拠点（谷本中学校）に駆け付けたとき最初にするべきことがごく簡単に記載しています
 - ✧ 防災拠点関連の鍵を持っている人やその連絡先も書いてあります。
 - ◇ 拠点設営初動 作業事例
 - ✧ 「拠点設営初動マニュアル」の記述を補足しています。
 - ✧ 「必ずこうしなくてはならない」ではなく、「このような対応が想定される」という事例を記述しています。
- (4) 谷本中学校地域防災拠点運営委員会組織図
 - ◇ 運営委員会の組織構成について、平常時の組織構成と、発災し拠点を設定した場合の組織構成に分けて示します。
- (5) 谷本中学校防災拠点の配置図
 - ◇ 防災拠点に避難所を設置する場合の、基本的なレイアウトを示します。



(1) 発災から避難まで

- 自身の安全を確保します。
 - ◇ まず自分、そして家族の安全を確保してください。防災拠点運営委員としての仕事はその後です。

- 避難するとき
 - ◇ 火災の予防
 - ✦ ガスの元栓を閉める。
 - ✦ 停電であってもブレーカーを落とす（再通電による火災発生防止）
 - ◇ 戸締り
 - ◇ 車は使わない/歩いて避難
 - ◇ ご近所、特に高齢者、障がい者には声掛けする
 - ◇ 子供、高齢者、障がい者には手助けを
 - ◇ 危険個所は通らない
 - ✦ 崖^{がけ}や急傾斜、高い擁壁^{ようへき}の周りは避ける
 - ✦ 狭い路地は避ける
 - ✦ 川べりは避ける
 - ✦ ブロック塀、倒壊した建物など、崩れる恐れのある建物の近くは避ける。
 - ✦ 平常時から、避難経路を決めておきましょう。
 - ◇ 可能であれば必要に応じて家には状況の表示を
 - ✦ 家族の安全が確認できたら「大丈夫手ぬぐい」を表示
 - ✦ 避難が長期化するなら避難先の表示
 - ✦ 家屋敷地が危険であれば危険の表示

- いੱつき避難場所へのいっつき避難
 - ◇ いっつき避難場所とは
 - ✦ 災害に際して、お互いの安否情報や被害情報を共有するための安全な場所です。
 - ✦ 避難生活を送る「避難所」ではありません。
 - ✦ 近隣同士の情報を交換して、お互いに助け合うことを目的としています。
 - ✦ 各いっつき避難場所の担当の防災拠点運営委員が情報のとりまとめを行います。
 - ◇ 下のような場合は「いっつき避難場所」に「いっつき避難」して、近隣同士の情報交換をします。
 - ✦ 被害など、地域の状況を知り、共有する
 - ✦ 自身や家族、近所の方の安否を確認し、共有する
 - ✦ 避難所への避難前や、在宅避難などにおいて、近所の数軒だけでしか話が出来ないことで、その近所だけで孤立しないよう、広く情報を共有し、自分の状況を知ってもらうための場としていっつき避難場所を設定します
 - ◇ 自宅が安全で、近隣情報が十分得られる場合は「いっつき避難」をする必要はありません。
 - ◇ 梅が丘の「いっつき避難場所」は、下記3か所です。

いっつき避難場所	対応するブロック
梅が丘第一公園	1A,1B,2A
梅が丘第二公園	2B,3A,3B,4A,4B,5A,5B,6A,6B
梅が丘第三公園	7A,7B,8A,8B,9A,9B

✦ 皆さんのいっつき避難場所は、公園清掃で指定されている公園です。

- 谷本中学校（防災拠点）への避難、誘導
 - ◇ 自宅が倒壊、倒壊の恐れ、火災にあっている、余震で被害が発生するかもしれないなど、自身や家族の危険が感じられるときは谷本中学校へ避難します。
 - ◇ いっつき避難場所から谷本中学校に移動する場合は、必要に応じて各ブロック長や、担当の防災拠点運営委員が誘導してください。

● 広域避難場所への避難、誘導

◇ 広域避難場所とは

- ◇ 大地震により発生した火災が多発し、延焼拡大した場合、その輻射熱や煙から市民の生命・身体を守るために横浜市が指定している避難する場所です。
- ◇ 梅が丘指定の広域避難場所は 横浜商科大学一帯 です。
- ◇ 北八朔公園(千草台周辺住民対象の広域避難場所)も利用可能です。
- ◇ 以下に広域避難所と大規模延焼災害の可能性の低い地域の地図を示します。(横浜市HP「広域避難所地図/緑区/2020.10.20」より抜粋)

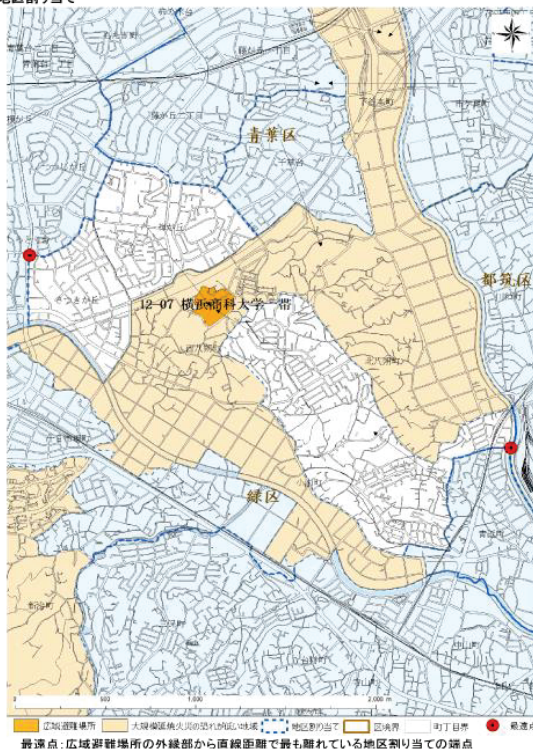
12-07 横浜商科大学一帯

(緑区西八朔町)

1. 諸元					
広域避難場所面積(m ²)	使用可能面積(m ²)	収容定員(人)	避難計画人口(人)	一人当たりの使用可能面積(m ² /人)	収容率(%)
33,319	26,645	26,645	13,255	2.01	49.7
最遠点の位置		距離(km)	所要時間		
緑区北八朔町132		2.2	55分		
青葉区さつきが丘4-1		0.9	23分		
主要用途		主な施設所有、管理者			
学校		学校法人横浜商科大学			

2. 計算結果(略)

3. 地区割り当て



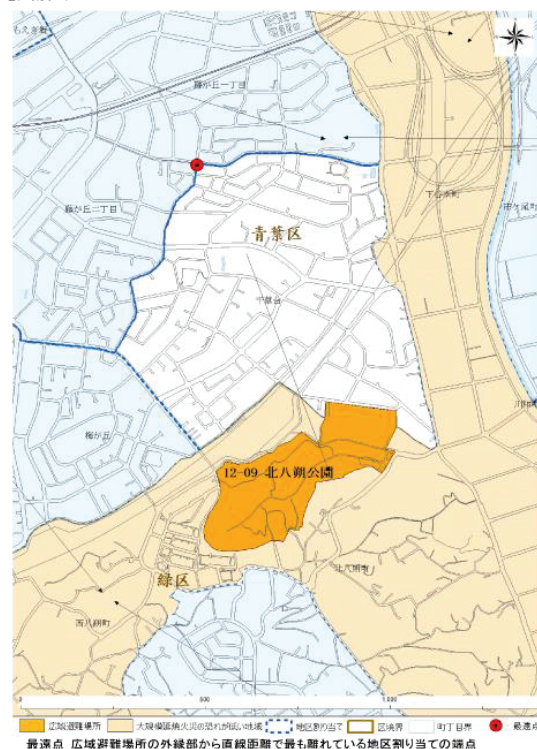
12-09 北八朔公園

(緑区北八朔町、青葉区千草台)

1. 諸元					
広域避難場所面積(m ²)	使用可能面積(m ²)	収容定員(人)	避難計画人口(人)	一人当たりの使用可能面積(m ² /人)	収容率(%)
104,440	82,006	82,006	6,944	11.81	8.5
最遠点の位置		距離(km)	所要時間		
青葉区千草台		0.7	18分		
主要用途		主な施設所有、管理者			
公園、学校		横浜市環境創造局、横浜市教育委員会事務局			

2. 計算結果(略)

3. 地区割り当て



◇ いੱつき避難場所から広域避難場所へ移動する場合は、必要に応じてブロック長や、防災拠点運営委員が誘導してください。

(2) 防災拠点に駆け付けるとき (防災拠点運営マニュアル本文第3章参照)

以下の場合には谷本中学校に「防災拠点」を開設します。ブロック長はじめ、防災拠点運営委員は中学校に集合し、拠点開設に協力してください。ただし、自分自身やご家族の安全を優先してください。

- 横浜市のどこか1か所でも震度5強以上が観測されたとき(横浜市のルール)
- 防災拠点運営委員長(梅が丘自治会長)または防災拠点運営副委員長(梅が丘自治会防災部長)の協力要請があったとき。

例: 震度5弱以下の地震、あるいは、地震以外の災害(防災拠点への被災者収容の必要が発生する災害の発生であっても、例えば他地域での災害に伴う谷本地区への交通の遮断、大雨等)に際しては、拠点開設を協力要請することがあります。

(3) 「拠点設営初動マニュアル」と「拠点設営初動 作業事例」（本文は次ページから）

- 「拠点設営初動マニュアル」および「拠点設営初動 作業事例」は、大規模災害発災に際し、谷本中に駆け付けた防災拠点運営委員が取るべき発災後0～12時間程度における、最小限の行動の例示です。
- 「拠点設営初動マニュアル」と「拠点設営初動 作業事例」は、発災直後最初期の活動を、「防災拠点運営マニュアル」を全部読まなくても対応ができるよう、「谷本中学校地域防災拠点運営委員の心得」として「防災拠点運営マニュアル」の冒頭に本文の一部として取り込んでいます。

拠点設営 初動マニュアル 2022.03.05版

このマニュアルは「谷本中学校防災拠点開設運営マニュアル」の一部であり、発災直後の最小限度の活動を定めます。

拠点設営に集まった運営委員のしごと

初動 0. 最初に 集まった人みんな

- 安全を確認して校門開錠
- 避難者は地区ごとに校庭で待機
- 建物の安全を目視でチェック
- 備蓄庫その他、必要な鍵があるかチェック
- 学校に連絡「拠点開設開始します」
- 初動作業の役割分担と実行

初動 1. 本部設営 庶務班&情報班

初動 2. 避難者対応準備 物資班&救護班

備品 / 備蓄の扱い 物資班&救護班

- リスト：全員で共有
- 現物確認：物資はリストと照合しておく
- 出庫：本部の指示で対応

主要連絡先

谷本中学校	973-7108	防災拠点運営委員長(自治会長)	防災拠点運
青葉区土木事務所	971-2300	防災拠点運営副委員長	営委員会名
青葉区役所地域振興課	978-2291	防災拠点運営委員	簿参照

C棟、D棟、備蓄庫の鍵を持っている人：「防災拠点運営委員会名簿(役員ファイルに入っている)」参照

初動における、防災拠点設置/運営に関する、指示権限移譲順位

(2015.09.27 梅が丘自治会防災部定例会議事録に基づく)

- 組織間 **本部**（庶務班>情報班）>**避難者対応部**（物資班>救急班）
- 本部内 運営委員長>副委員長>庶務班長>情報班長>庶務副班長
- >庶務(自治会書記2年目)>庶務(自治会書記1年目)>庶務(自治会会計)
- 避難者対応部 物資班長>救護班長>物資副班長>救護副班長

例：本部で運営委員長が指揮→委員長不在時は副委員長が指示→副委員長不在時は庶務班長…のように指揮権限を移譲

拠点設営初動 作業事例 拠点設営初動マニュアル 2022.03.05版

この作業事例は「谷本中学校防災拠点開設運営マニュアル」の一部であり、発災直後の最小限度の活動を例示します。

作業項目	作業内容
初動0. 最初に 集まった人だけでも	
安全の目視確認	拠点となる谷本中の建物にひび割れ、電線の垂れ下がり等ないかについて、学校全体、C棟(避難所)、D棟(防災備蓄倉庫)を目視確認する
落ち着く	やみくもに動き出さない。このマニュアルの作業項目に目を通す。
運営委員の表示	運営委員は、名札、帽子、チーフ、ポロシャツ、ビブス(ベスト)などにより、防災拠点の役員/係であることを明示する。
鍵を集める	C棟、D棟、コンテナ倉庫のカギを持っている人を探し、確保する。少なくとも1セットを、 C棟本部 に場所を決めて、委員で 共有 する。
初動0. 連絡 庶務班&情報班	
連絡手段の確保	① 学校の電話(通常電話回線が通じるか確認)、② デジタル防災無線(スイッチを入れる/行政とのホットライン/所在は校長室)、③ 災害時WiFi(YY_NET-SAIGAI パスワード不要) p④ トランシーバ(ゆめプラから持って行き充電する) ⑤ 非常電話回線(自治会では対応不要/体育館入り口左側、水場の上)
拠点開設の報告	連絡名簿に基づき、防災拠点を開設することを、行政、学校、防災拠点運営委員に連絡する。
初動1. 本部設営 庶務&情報班	
運営委員の情報共有ボード	C棟本部に、委員間で情報を伝達、引き継ぎ、共有するため、模造紙等の紙を数枚貼る。実績を残すため、ホワイトボードには直接書き込まない。
被災者むけの情報共有ボード	本部前に、被災者にむけて、行政情報、地域の状況等を、周知/共有するための場(ボードや壁)を用意する。
集計ボード	本部に、拠点への難者数、保護者のいない子供の避難者、負傷者等、拠点内外で共有すべき集計情報を書きだす場を用意する。
防災拠点の配置図	本部前その他に、拠点(中学校)の地図を掲示して、部屋の区分け、トイレなどの場所を避難者に示す。
地域の地図	本部前に地域の地図を貼り、被災状況等を書き込む。
記録保管	紙の記録は捨てない。紙には日時、対応者名は必ず記載。使い終わった紙は1枚ごとに写真を撮り、1時間~半日分をまとめて、日時を明記した上で、ホチキス止め、またはビニール袋詰して保管する。
初動2. 避難者対応 物資&救護班	
受付の設置と概要 参照： 付図「避難所受付のフロー」「避難所の配置」	② 検温受付 <ul style="list-style-type: none"> ➢ C棟昇降口の外に小テント設置。 ➢ 避難者全員を検温。 ③ 健常者受付 <ul style="list-style-type: none"> ➢ C棟2Fに設置。 ➢ ①で平熱/怪我なし/介護不要の人は、避難者名簿に記載して避難場所(体育館)へ。 ④ 発熱者受付 <ul style="list-style-type: none"> ➢ C棟運動場側南入口に設置 ➢ 37.5℃以上の人は、避難者名簿に体調も記載して発熱者避難場所(C棟2F/PTA室)へ。 ⑤ 地域診療拠点受付 <ul style="list-style-type: none"> ➢ C棟昇降口内に設置 ➢ カルテとトリアージタグに必要事項を記入してトリアージへ。 ⑥ 要介護者受付 <ul style="list-style-type: none"> ➢ C棟武道場運動場側入口内に設置

作業項目	作業内容
	<ul style="list-style-type: none"> ➤ ①で平熱/怪我なし/要介護の人は避難者名簿に記載して要介護者避難場所（武道場）へ。
<p>受付での対応</p> <p>全般</p> <p>拠点に避難する 健常者に対して</p> <p>自宅に戻る人 に対して</p> <p>家族安否確認</p> <p>特定役員対応</p> <p>非常持ち出し袋</p> <p>支えあいカード</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ ②③④⑤受付において、拠点に来た人に名簿登録してもらう。 ➤ 氏名/性別/年齢/住所/携帯番号/拠点に残るか家に戻るか、の記入を求める ➤ 避難者/自宅者カードを渡す(後述) ➤ 家族安否リスト(後述)への記載を要請する。 ➤ 拠点では必ず何か役割分担のあることを説明する ➤ 避難者カードを渡し、提出を求める ➤ 後刻、避難者自宅へは「拠点に避難中」であることを表示する ➤ 連絡先を複数聞いておく ➤ 自宅での大丈夫手ぬぐい掲示を要請する ➤ 自宅者カードを手交。記載後提出を求める。 ➤ 家族安否リスト(名簿)を置き、家族の安否等状況について随意で記入してもらう。および、後刻、避難者カード/自宅待機者カードから転記する ➤ 家族氏名/連絡有無と状況/推定所在地/安否が確認できた時の連絡先 ➤ 未確認者の安全/所在が確認できたら、打消し線で抹消(下記注意参照) <p>自治会の特定の役員による対応</p> <p>自治会長、自治会防災部長の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ ゆめプラザ事務室から、非常持ち出し袋を拠点に移動する。 ➤ 内容は、自治会会員名簿、拠点用支えあいカード、住民マップ、防災拠点の鍵、懐中電灯。 <p>自治会長、民生委員の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 支えあいカード（災害時防災拠点資料 200 枚ほど）、見守りカード（民生委員が管理）に基づき、必要に応じて一人暮らしの高齢者への電話連絡、自宅の巡回点検を行う
<p>リスト取り扱いの ための注意</p>	<p>みだりに持ち出さない</p> <p>情報の修正や抹消は、修正や抹消前の記載が分かるように行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 見え消し(修正前が見えるよう、線で消す=状況の変化が追えるようにする) ➤ 修正者名/修正日時記載（修正前の状況がどうであったか、状況を誰に聞けばよいか、などをわかるようにしておく。）
<p>拠点の体制説明</p>	<p>本部の前に「家にいられる人は家に戻ること」「避難者はすべて拠点運営上の役割を受け持つこと」などの説明を行う、または、説明ポスターを貼る。</p>
<p>C棟各室用途表示</p>	<p>C棟の各部屋の入口に、本部、救護室、女性子供区域など、各部屋の用途、注意書きを表示する</p>
<p>ランタンの配付</p>	<p>各部屋に必要なに応じて備蓄ランタンを配付する（夜であれば速やかに）</p>
<p>いっとき避難場所、災害弱者との連絡 情報班&救護班</p>	
<p>いっとき避難場所 への連絡要員派出</p>	<p>いっとき避難場所(公園)に“いっとき避難”している人への連絡要員を出す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 各公園担当の防災拠点運営委員（家庭防災員）にトランシーバを配付する。 ➤ 家にいられない人は防災拠点(避難所)に、戻れる人は拠点に立ち寄って名簿登録等実施することを説明（「人の把握」参照） ➤ 必要に応じて集まった人を拠点に誘導する。 ➤ 連絡要員を出せないときは、説明を掲示しておく ➤ 参考：防災拠点にペットを連れての避難はできないので、自宅避難ができない場合に、いっとき避難場所にテントを立てたり、自家用車を利用したりしてペット同伴で避難することも有りえると考慮しておきたい。
<p>巡回点検</p>	<p>全域：自治会の区域ごとに地図を持った巡回員を派出し、被災状況を確認する。</p>

作業項目	作業内容
運営委員会の開催	庶務班
状況の共有	行政等との連絡、ライフライン、避難状況
役割分担確認	協力可能な人（運営委員、避難者等）の役割を確認する
避難者の役割分担	運営メンバーとしての避難者へ、役割を設定し、割り振る。
備品確認と配付	物資班&救護班
食糧飲料水の配分量把握と計画化	避難者数、備蓄量を勘案し、3日間程度の配分計画を立てる。在宅者への配分を忘れないこと。 在宅避難の要介護者や一人暮らしの高齢者には手分けして配達も行う。
備品の確認と所要物品の搬出	搬出は運営委員会の決定に基づくこと。 作業自体は避難者に協力を求め、役割を割り当てること。 ゆめプラや各公園倉庫からの所要品(PCや拡声器、無線機等)搬出も検討する。
ライフライン確保	物資班&救護班
水道の確保	発災4日目を以降、水道局職員が断水状況を踏まえ、横浜市管工事協同組合とともに順次、仮設の蛇口を取り付け実施。給水準備の整った緊急給水栓は、青い「のぼり(災害時給水所)」で表示。
電源確保	発電機を防災倉庫から取り出し運転する。 拠点運営に必要な本部の機器、調理器具に優先配分。通信や情報管理(携帯、PC等)の充電にも配慮のこと
トイレの設置	はまっこトイレ(災害時下水直結式仮設トイレ5台分)を運動場東南脇に設置する(配置図参照)。使い方、問い合わせ先は配置場所看板に記載あり。 常設のトイレにトイレパックを装着する。 避難者に、使用するトイレを指示する(貼り紙) ① 発熱者は3F屋上トイレを使用 ② 要介護者は手すり付きトイレの利用を推奨 ③ 健常者は①②のトイレの使用は禁止
水、食料の配付	上記配分計画に基づき実施。欲しいといわれても無計画にばらまかないこと。

この後の対応

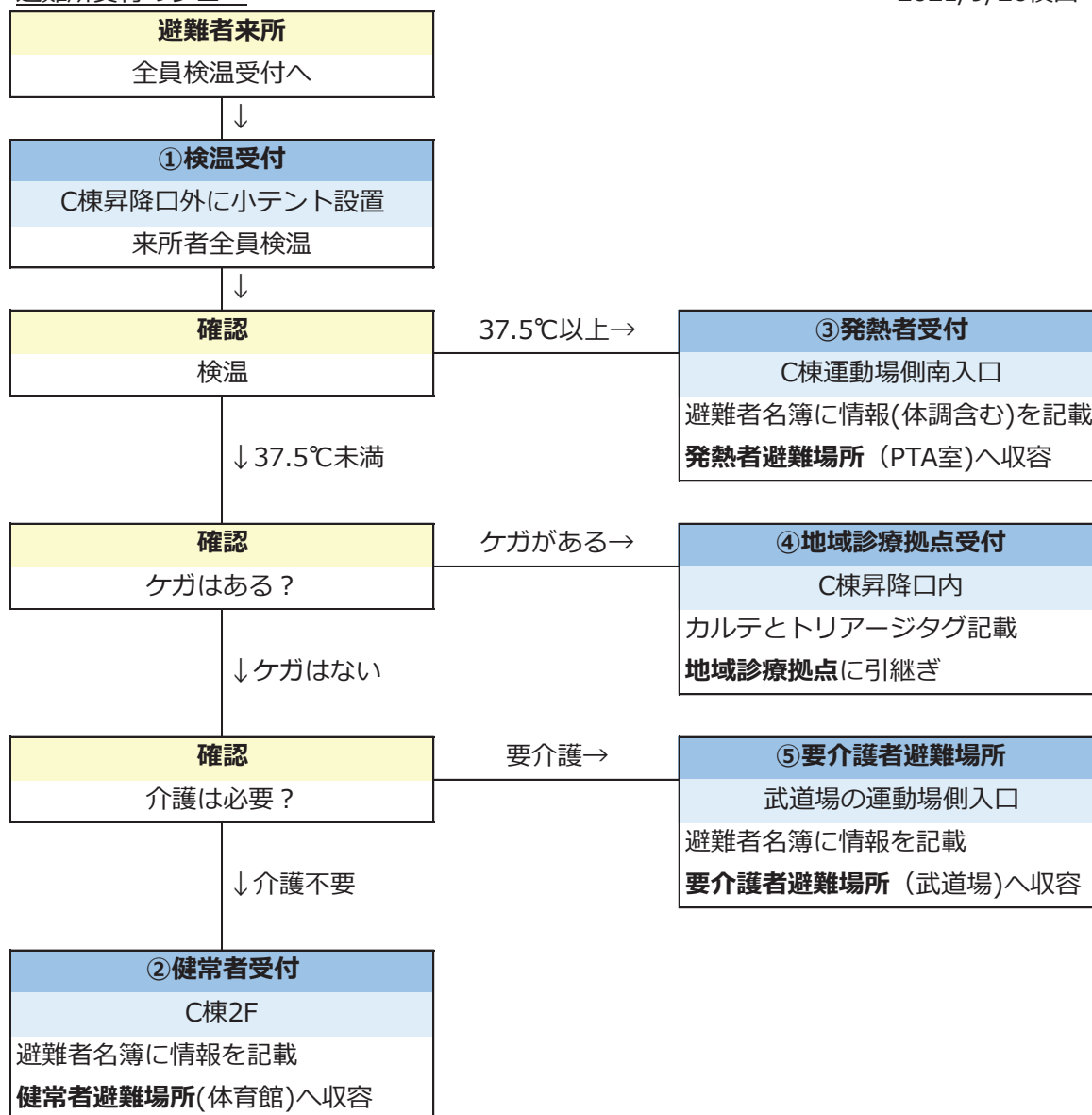
「防災拠点運営マニュアル」を参照して、運営委員の合議により取り決める。以下、取り決めるべき事項の例示

- 東名P/Aからの避難者の対応。
- ペットの扱い(外のテントに避難させる、いっとき避難場所を利用するなど)
- 支えあいカードなどで、自身で歩けないことが把握できている人の、車での防災拠点や福祉避難所への移動。
- 地域診療拠点への対応。

付図：避難所受付のフロー

避難所受付のフロー

2021/9/26横山



付図：避難所配置



- 本部区域
- 避難者区域
- 診療拠点区域
- 赤字 学校施設名称

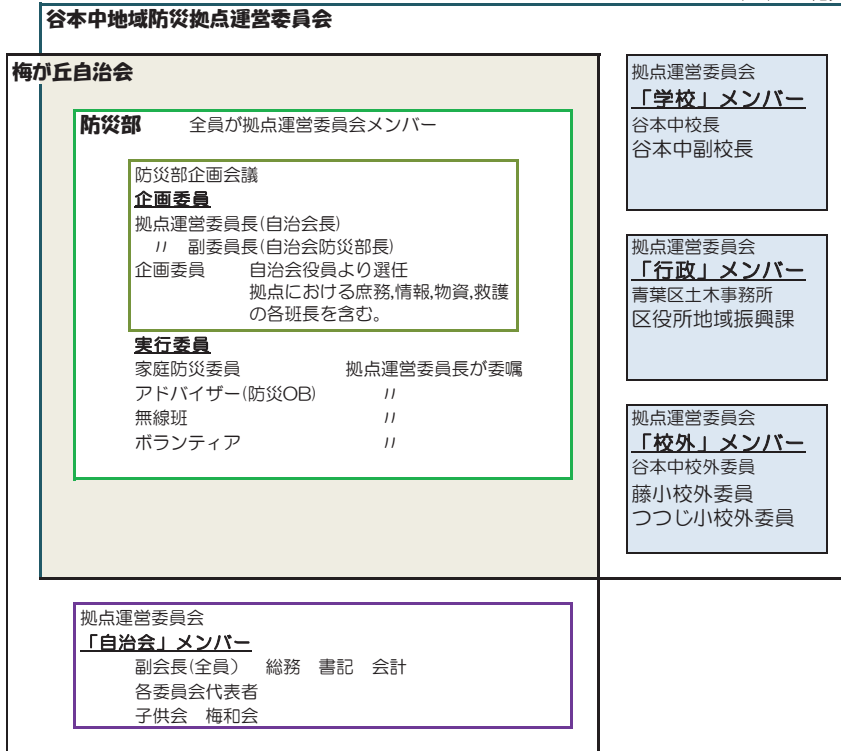
以上「拠点設営初動マニュアル」と「拠点設営初動 作業事例」は『谷本中学校地域防災拠点運営委員の心得』の一部であるが、防災拠点に駆け付けた人がすぐに見られるように、印刷して備蓄庫等に常時貼り出しておくこと。

(4) 谷本中学校地域防災拠点運営委員会組織図

谷本中地域防災拠点運営委員会 組織図（平常時）

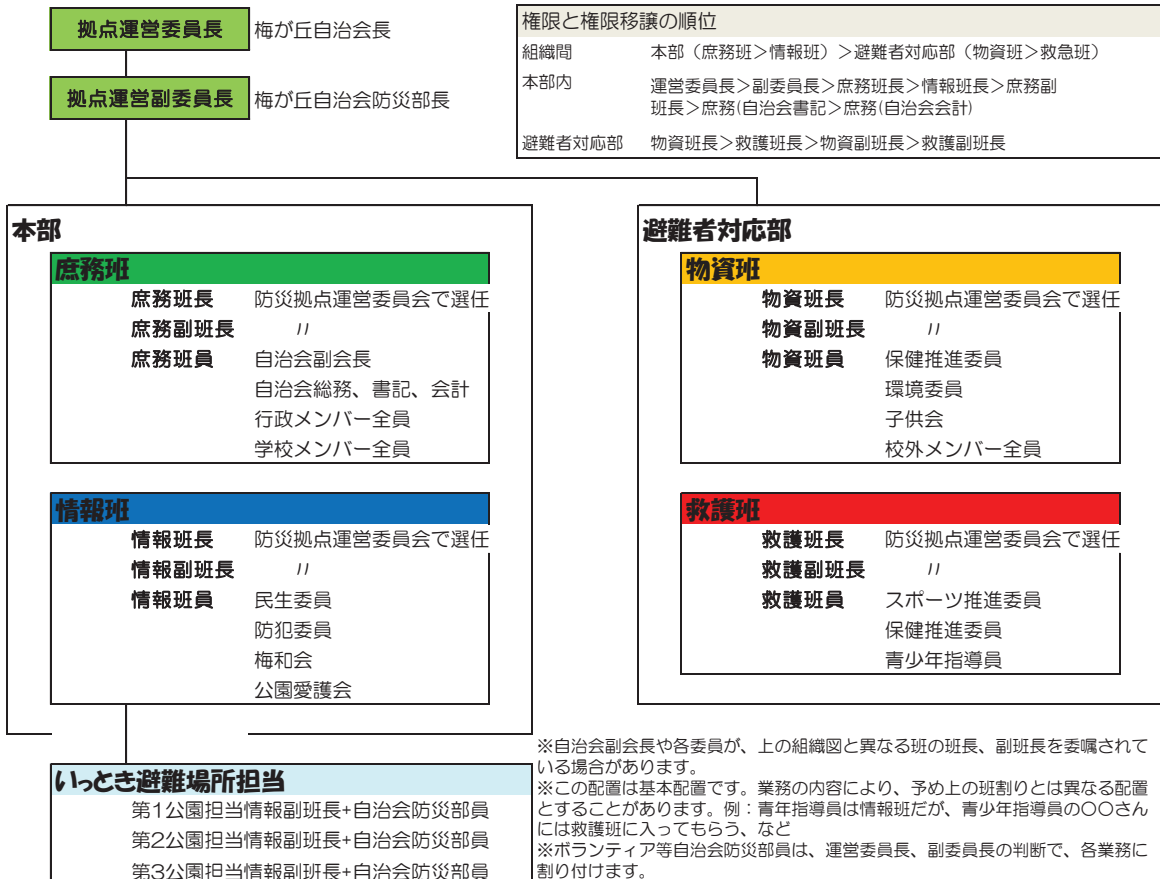
拠点運営委員会と自治会、学校、行政、校外委員との関係

2021/8/23細井

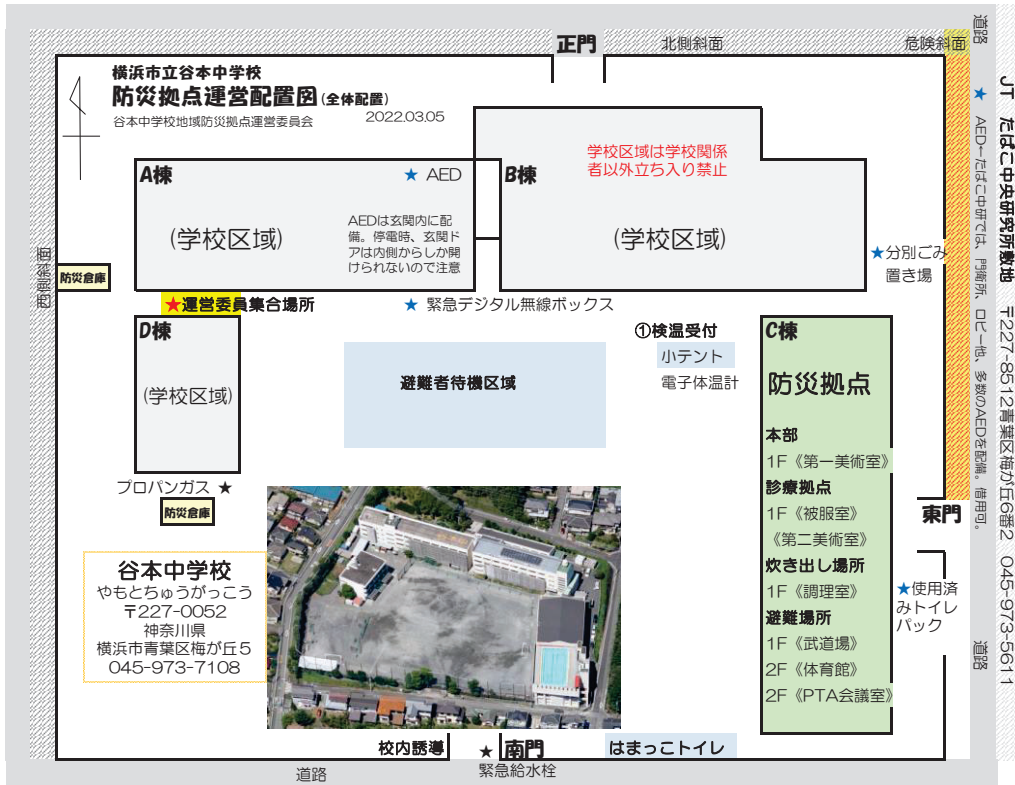


谷本中地域防災拠点運営委員会 組織図（発災/拠点設置時）

2021.08.23細井



(5) 谷本中学校防災拠点の配置図



横浜市立谷本中学校
防災拠点運営配置図 (C棟本部)
谷本中学校地域防災拠点運営委員会
2022.03.05

谷本中学校
やもとちゅうがっこう
〒227-0052
神奈川県
横浜市青葉区梅が丘5
045-973-7108

■ 本部区域
■ 避難者区域
■ 診療拠点区域
赤字 学校施設名称



■ 本部区域
■ 避難者区域
■ 診療拠点区域
赤字 学校施設名称

『谷本中学校地域防災拠点運営委員の心得』は以上